

違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会
No：2 2016年10月20日
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町17-6
渋谷協栄ビル2階
電話 03-3780-1260
FAX 03-3780-1287
Mail：iken.soshou@gmail.com

東京1次訴訟が順調にはじまり 被告国との論戦の火蓋がきって落とされました

共同代表

黒岩 哲彦



1 国家賠償請求訴訟の様子

担当は民事第1部です。バーの中の原告席は20席、代理人席は30席が設置されました。原告側意見陳述の時間は60分が確保でき、代理人は寺井一弘、角田由紀子、福田護、伊藤真、中舗美香（長崎）の各弁護士が、原告本人は堀尾輝久さん（教育学者）、菱山南帆子さん（若者）、辻仁美さん（ママの会）、河合節子さん（空襲被害者）、新倉裕史さん（横須賀基地周辺住民）が意見陳述をしました。被告国は原告の意見陳述に反対をしましたが、裁判長は意見陳述を認めました。

国の指定代理人は、法務省、内閣官房国家安全保障局、防衛省大臣官房訴訟管理官付、同省防衛政策局から来ています。被告答弁書は安保法制の違憲性については「争点とも関連しないので認否の要を認めない。」として、安保法制の合憲性を主張していません。

第2回口頭弁論は12月2日午前10時30分です。

2 自衛隊出動差止め等請求訴訟の様子

担当は民事第2部です。バーの中の原告席が14席、代理人席が21席を設置されました。原告側見陳述の時間は30分で、代理人は伊藤真、角田由紀子、福田護の各弁護士が、原告本人は志葉玲さん（戦場ジャーナリスト）、金田マリ子さん（空襲被害者）、富山正樹さん（子どもが自衛官）が意見陳述をしました。被告国は、国賠訴訟と同じように原告の意見陳述に反対をしましたが、裁判長は意見陳述を認めました。

国の指定代理人は、国賠訴訟の官庁と同じです。被告答弁書は、「行政処分」性を争い、安保法制の違憲性については「争点とも関連しないので認否の要を認めない。」として、安保法制の合憲性を主張していません。

第2回口頭弁論は12月21日午前10時30分です。

3 近代立憲主義に基づく司法の役割を生かす

2001年6月の司法改革審議会意見書は「司法の役割」について、次のように述べています。

「法の下ではいかなる者も平等・対等であるという法の支配の理念は、すべての国民を平等・対等の地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正かつ透明な法的ルール・原理に基づいて判断を示すという司法の在り方において最も顕著に現れていると言える。それは、ただ一人の声であっても、真摯に語られる正義の言葉には、真剣に耳が傾けられなければならない、そのことは、我々国民一人ひとりにとって、かけがえのない人生を懸命に生きる一個の人間としての尊厳と誇りに関わる問題であるという、憲法の最も基礎的原理である個人の尊重原理に直接つらなるものである。」

私たちは、「かけがえのない人生を懸命に生きる一個の人間としての尊厳と誇りに関わる問題」として安保法制は違憲であると考えています。国も裁判所も、真摯に語られる正義の言葉には、真剣に耳が傾けられなければなりません。

安保法制違憲訴訟は、公開の法廷で、市民が対等の立場で、内閣官房国家安全保障局や防衛省と議論ができます。国は「安保法制は合憲」とは主張していないことを市民の皆さんに知らせていきましょう

市民が主人公の裁判を実現するために、全力を尽くします。

国賠訴訟で第1回目の口頭弁論

原告が意見陳述

安保法制が憲法に違反し、人格権や平和的生存権等を侵害しているとして、原告497名が一人当たり10万円の損害賠償を求めた第一回口頭弁論が、9月2日東京地裁で開かれました。当日は傍聴希望者約150名が長い列をつくり、抽選で90名が傍聴。国側は答弁書において「原告側の被害は抽象的で権利侵害に当たらない」として即時棄却を求め、この日の口頭弁論では意見陳述は行わず、原告側だけの意見陳述となりました。意見陳述は、原告団50名と傍聴者90名が見守る中、原告の代表5人と代理人弁護士5人がそれぞれ「安保法制が憲法に違反している」ことを陳述しました。

1945年3月10日の東京大空襲で母と二人の弟を失った原告の河合節子さんは「家族を失い、家を失い、顔に大きなやけどを負った父が奇異の目にさらされながらも、働いて、幼い私を育てることは、どんなに大変だったか」と戦後の体験を語り、「この安保法制に、私たち戦争体験者は70数年前の異常な日々のくらしの記憶を呼び覚まされ、さらに自分や家族の頭上に火の玉となって戦争が降ってくると、怯えて暮らすことになった。何十年経とうとも消えることのない心の傷はこの法制の成立によって再び、かさぶたをはがされるように生々しい心の傷としてよみがえってきます」と語りました。



入廷する原告弁護団

終了後、報告集会を開催 200人が参加

裁判終了後、17時から参院議員会館で報告集会が開催され、200名が参加しました。

集会は、杉浦ひとみ弁護士の司会で進行。最初に、違憲訴訟の会共同代表の寺井一弘弁護士が、「国は今日で弁論を終了し即座に門前払いすることを狙ったが、次回も口頭弁論をすることとなり、それを阻止することができた。これから大事なことは忘却とのたたかいだ。ヒトラーは国民の理解力は小さいが、忘却力は大きいと言ったそうだが、安倍政権は国民が安保法制のことを忘れることを狙っている。東京オリンピックまでの4年間、最大限スポーツを利用し国威発揚をはかり、憲法改悪を狙うはずだ。そうさせないためにも、私も皆さんとともに渾身の力を出して、たたかっていきたい」と決意を述べました。



寺井一弘弁護士



また、黒岩哲彦弁護士が「口頭弁論の内容」を報告、「国は安保法制が合憲だとは言わず、違憲かどうかを争わず、原告に損害はなく、逃げの姿勢で門前払いをする作戦だ。裁判官の多くも安保法は違憲だと考えているはずだ。しかし、



黒岩哲彦弁護士

裁判となると別だ。裁判所側は世論の広がりや気にし、関心を持っている。理屈も立証も頑張り抜く。これからも傍聴席を満杯にし続けることも運動だ、世論の力を示し続けなければならない。」と訴えました。

次に、共同代表の伊藤真弁護士は、「裁判官に2つのことを訴えた。まず人間としての裁判官の心に訴えた。原告は今でも耐えがたい苦痛、損害を被っている



伊藤 真弁護士

のであり、それは単なる不快感、不安感ではない。裁判官は想像力、共感力を持ってほしい。そして、法律家としての裁判官に訴えた。全国10カ所で3000人以上の原告が提訴しているこ

とは裁判所への信頼と期待の証であり、これを失ってはならない。この裁判ではすべての法律家の覚悟が問われる」と述べました。

続いて、意見陳述をした原告の5人（掘尾輝久、菱山南帆子、辻仁美、河合節子、新倉裕史）がそれぞれ、意見陳述の骨子や感想等を述べました。

最後に、福田護弁護士が今後の訴訟の展開について報告、「我々の主な主張は、①安保法制が憲法に違反していること。②この憲法違反の法律によって平和的生存権・人格権・憲法改正決定権の三つの権利が侵害された。という点だ。これ



福田 護弁護士

に対して国側は①憲法違反については争わない、認否しない。②三つの権利を認めない。③よって、原告の主張自体が成り立たないので、即時棄却すべきだ…というものだ。したがって、今後の展開については①個別具体的に権利侵害の実態を裁判の場で明らかにする。②平和的生存権・人格権・憲法改正決定権についての具体的権利性について明らかにしていく。③国会の不法行為についても明らかにしていく。」と報告しました。

がはっきりと裁判官に向かって訴えました。中でも戦争体験がないにも関わらず若いときから平和運動していた女性の話は実に堂々としていて、私に「もっと信念を強く持ちなさい」と叱咤激励しているようでした。私自身は戦争を体験はしていますが、幼いため殆ど記憶がありません、母と近所の人たちに引きずられるようにして逃げたとの話を聞きました。父が出征し、戦後やせ細った知らないおじさんが家に居る事が不思議でなりませんでした。それが父親だと聞かされたことが思い出されます。戦争が如何に個人の生活や家庭の平和を侵害するか二度と戦争はしてはいけないという父の言葉が思い出されます。思い起こせば祭日、祝日に我が家では日の丸の旗が立てられたことがありませんでした。今、戦争を知らない世代が多く、戦争の体験等は後世に語り継がれることが少なくなっていると感じます。この様な時代だからこそ個人の権利、平和のうちに暮らす権利を侵害する安保法制を廃案にし「日本国憲法」の下、再び戦争をする国家にしてはいけないという思い、武力で平和は築けません。私たち自身歴史に学び、過去に学ぶことのない人たちは同じ過ちを繰り返すと言われています。細々とでも戦争のおろかさを訴え続け、憲法を護り生かしていきましょう。

原告の声

安保法制違憲訴訟裁判始まる

東京 和田 成枝

9月2日安保法違憲の訴訟が始まりました。当日は安保法に反対する多くの市民が傍聴券求めて地裁前抽選所に集まりました。傍聴席を確保できた市民は90名でした。

これは、人々が何としても安保法を廃止に持ち込みたいと、この裁判の行方に関心を持っている事の現われでしょう。傍聴席の柵の前の原告席には、原告が30名、代理人が20名はいました。幸いにも私は原告席にて裁判の進行、法廷内の様子等を体験する事ができました、第一回目の裁判は14時00分開廷、裁判の進行について裁判官、被告国側代理人の声が低く、最後列に座っている私には何を話しているのか聞こえませんでした。しかし、原告側の声は大きくはっきりとした声でした。

最初の手続が終わると原告代理人弁護士5名、原告5名による意見陳述が行われました、原告の訴えは様々でしたが、如何に戦争法と言われる安保関連法が個人に精神的な負担を強いるか、万が一戦争が起こったら、平和が脅かされ、個人の権利が侵害され、精神的な苦痛を強いられるか、各々

9月29日差し止め訴訟・第1回口頭弁論

報告集会に120人以上、原告の話に感銘

9月29日の安保法制差し止め請求訴訟の初公判ののち、17時から参議院議員会館で報告集会が開かれ、120人以上の参加者で会場は満員となりました。

違憲訴訟の会共同代表の寺井一弘弁護士が、「今日の取材は一社のみ。ジャーナリストが真実を伝えないと国民は終わったものと思いかねない」「すぐに却下されるという意見もあったがそうさせていない。本日の原告の意見陳述を聞きながら違憲訴訟を提訴して本当によかったと思っている。その後全国各地で提訴が続いている」と開会挨拶。

元日本航空パイロットの山口宏弥さんは、「東京大空襲の話は初めて聞くことができた。集団的自衛権行使は先制攻撃で、民間航空機も兵站支援に使われることになる」と話しました。

黒岩哲彦弁護士は訴訟の構図を説明。代理人は621人に達した。裁判長は典型的な行政裁判官。国側代理人は30人で、法務省訟務部、内閣官房国家安全保障局、防衛省大臣官房と防衛政策局から。国側は40頁の答弁書で違憲性の認否はせず、「争点とは関係ない」との立場。立憲主義や後方支援にも触れず、平和的生存権は「国民の権利ではない」、人格権は「保障された権利ではない」、国民主権は「憲法上の権利ではない」とし、「論点は全部尽きた」など逃げの姿勢。

共同代表の伊藤真弁護士は、「差し止めとは、集団的自衛権の発動や国際平和共同対処での物品役務の提供をさせないこと。国側は、行政処分ではなく差し止めの対象でない、憲法判断の対象でないと言うが、原告は今でも耐えがたい苦痛、損害を被っている。10の裁判所で12の提訴、3000人以上の原告というのは司法への信頼の証で、憲法判断なしに終わらせたなら司法への信頼と期待は失われる。個人の自覚が問われ、自衛官はさら

に特別の立場にある」と述べました。

福田護弁護士は訴訟の要点を解説。①集団的自衛権を行使するな、②重要影響事態で海外に出動し後方支援するな、③日本の安全に係わらず世界のどこにでも出かけていく活動をするな、の3点。PKOは今では差し止めの対象にしていない。国側の反論は①自衛権行使は国民の権利に関係ない（行政処分性がない）、②安保法制の違憲性、平和的生存権違反は争点とは考えず、却下すべき、③集団的自衛権や後方支援の危険性とは漠然とした不安以上ではない、というもの。

原告の戦場ジャーナリスト志葉玲さんは、「イラクで取材中に『お前は米国を支持する日本から来たのか。敵だ』と言われ、イラクの友人のとりなしで難を逃れた。武装勢力は橋田さんを日本人と確認して殺した。日本への敬意は失われた。自衛隊が米軍と一体化すれば、さらに悪化する。『安保法制で危険はない』どころではない。私たちが戦場に行かなくなれば、知る権利も失われる」と。

富山正樹さんは自衛官の父親。公判での陳述書を朗読。「参議院では『殺し殺されるなど、おどろおどろしい言葉は当てはまらない』と答弁していた。勝手に解釈改憲をして、専守防衛の宣誓をしている自衛官に憲法9条違反の汚名を着せるな。米国のように自殺者が出たら誰が責任を取るのか。自衛官も気付いてほしい。自衛官の家族が立ち上がることが一番の抑止力だ」と悲痛な訴え。

最後に違憲訴訟を支える会の藤本泰成さんが、「国会で自衛官などに感謝するスタンディング光景に戦慄した。安倍首相には、人の言葉への想像力はない。一口3000円の支える会を広げ、戦争法廃止までがんばろう」と結びました。

普通の人間の感性と想像力を持って！

違憲訴訟を支える会事務局次長 藤本 泰成

この夏、久しぶりに信州は上田市郊外の「無言館」を訪れました。朽ちようとする手前でかろうじて生き残った絵画の数々から、無言の叫びが聞こえます。マリアナ諸島にて戦死、享年21歳。フィリピンルソン島で戦死、享年23歳、南方輸送船上で戦死、享年21歳。シベリアにて戦病死、享年29歳。夢半ばにして、戦争によって命を失わざる得なかった画学生たちの、魂の叫びが聞こえます。その叫びに、また多くの人々が、思いを寄せています。

戦場と今をつなぐ思いは、「平和」なのだと、多くの人々がその朽ちようとする絵の前に立って思います。普通の人間の感性は、想像力は、「平和」の意味するものを、その朽ちようとする絵の中から感じ取るのです。20年か、長くても30年かの、わずかな人生の中にも語り尽くせぬ物語があります。恋人を描きながら、あと1日、あと数十分、せめてこの絵が完成するま

で、絵に添えられた短い紹介文の中から、人々は多くの物語を想像します。そして、一人の人間を襲った不幸に涙します。

安保法制違憲・差し止め請求事件の第1回口頭弁論が、9月29日に開催されました。3人の原告から、すばらしい陳述が行われました。安保法制が戦場でジャーナリストをいかに危険にさらすかを、戦場ジャーナリストの志葉玲さんが、戦争が子どもたちの人生をいかに狂わせるかを、東京大空襲で孤児となり戦後生き抜いてきた金田マリ子さんから、そして安保法制によって戦場へ送られる自衛官の家族の思いを富山正樹さんから、人々の感性に訴える、想像力をかき立てずにはいられない、すばらしい陳述でした。

日本の政治に、これらの人々の思いを受け止める感性がないことに、安保法制が一人の人間に与える影響への想像力が足りないことに、本当に忸怩たる思いがします。

違憲訴訟を支える会は、これからも何ができるのか、何をしなくてはならないのか、戦争を憎み、平和を求める多くの市民の思いにたって、考え、実行していきたいと思っています。

全国の動き

福島

元県知事、前市長などが 賛同声明に名を連ねる

いわき原告団は、4月26日に、全国で一斉に提訴するものと勘違い(?)をして、この日の提訴に向けて準備してきました。

1月31日に、伊藤真先生をメイン講師とする原告団準備集会、4月23日に角田由紀子先生をメイン講師とする、原告団結成総会を経て、204名の原告で提訴しました。

訴訟の名称としては、多少、気恥ずかしくもあるのですが「ふくしま平和訴訟」とさせていただきました。その後も、30枚の訴訟委任状が届けられましたので、追加訴訟を検討しています。

福島での大きな特徴は、元県知事、元全国都道府県議長会長、前いわき市長、県青色申告連合会名誉会長と言った方々、他2名(計6名の県内著名人)の皆様が、「ふくしま平和訴訟の趣旨に賛同し、多くの県民が裁判に参加する事を望んでいます」との、賛同声明に名を連ねている事だと思います。

上記の肩書からして、かつので福島の保守県政の中枢に送られた方々である事は、福島県民としては一目瞭然です。

即ち、ふくしま平和訴訟については、保守革新といった政治的立場を越えた、幅広い支持、獲得が可能である事を示しています。今後は、福島県内の様々な集会を組織し、原告団を更に拡大する方針です。

なお、第1回期日は、11月16日・午前11時と指定されました。

福島弁護団 広田次男

埼玉

県内各地の総力で 安保法制を廃止に

埼玉では市民の違憲訴訟への熱い思いに応じて104名の弁護団が結成され、6月20日、318名の原告が国に賠償を求めさいたま地裁に提訴しました。10月26日には第1回口頭弁論を迎えます。また10月21日には2次提訴も行う予定です。今私たちが力を入れて取り組んでいるのは、埼玉の各地域で違憲訴訟の集会を持つことで、すでに北部の熊谷、東部の越谷、西部の所沢で集会をやり、そのあと決起集会を浦和で開いたばかりです。賛同者を増やし広く世論に訴えながら、安保法制の違憲性を司法で問い、廃止へと努力を続けます。

安保法制違憲訴訟埼玉の会 倉橋綾子

岡山

立憲主義を取り戻す 第1回期日決まる

岡山では国賠訴訟として6月17日に402名で岡山地方裁判所に提訴いたしました。そして、9月21日には原告158名による第2次提訴を行いました。1次、2次合わせて560名の原告団になります。第1回期日は、11月24日10時と指定され、原告らの意見陳述時間として90分の時間枠を確保いたしました。

昨年の暮れに有志弁護士が集まり、立憲主義が踏みこたれている姿をどうしても見過ごすことはできないと、東京の安保

法制違憲訴訟の会の動きに呼応するようにして準備が始まりました。原告には、被爆2世の方、岡山空襲経験者、宗教家らが参加されていて、昨年の安保法制可決が一樣に大きな傷跡を残していることが実感されます。

安保法制違憲訴訟おかやま 弁護士 河田英正

高知

体験を通じた悲痛な訴え 第1回口頭弁論開かれる

高知では、本年5月6日、高知地裁に安保法制違憲国賠訴訟を提訴しました。原告団は、元教師、自衛隊基地・原発周辺住民、母親、空襲・原爆被害者、若者、学者など32名、弁護団は11名と、非常に小規模な訴訟です。

9月30日に第1回口頭弁論期日が開かれました。まず、弁護団から訴状の概要についての意見陳述を行い、続いて、原告団から、戦争で家族を失い、また、戦時中教師であった97歳の女性、高知空襲で母と妹を失った男性、元自衛官を父に持つ男性の3名が、意見陳述を行いました。原告3名の実体験に基づく陳述は非常に胸に迫るものがありました。第2回口頭弁論期日は来年1月31日、国側の答弁書に対する反論を行う予定です。

高知弁護団 高野亜紀

長崎

原爆被害は 自分たちが最後に

長崎では、2016年6月8日、安保法制違憲国賠請求訴訟を提起しました。第1回期日は11月8日になります。長崎が被爆地ということもあり、第1陣の訴訟の原告118名は、被爆者、被爆2世、被爆体験者で構成されています。原告の皆さんは、今回の安保法制により、自分の子や孫が自分が経験した非情な原爆被害に遭うのではないかと、そのような非情な原爆被害に遭うのは自分らを最後にしたい、との思いから立ち上がりました。現在、第2陣原告を被爆者に限らず広く募集しています。東京をはじめ、各地で起こされている各訴訟の皆様方と協力して違憲判決を得て、安保法制を撤回させたいと考えております。がんばりましょう！

長崎弁護団 事務局長 森永正之

女の会

平和がおびやかされることは、 女性の権利が侵害されること

2016年8月15日、東京地裁に「安保法制違憲訴訟・女の会」が提訴しました。名前の通り、原告106名、代理人9名の全員が女性です。各地で起こされている同種裁判の中で、女性だけだというのはこの裁判だけです。8月15日を選んだのは、この敗戦記念日が、日本の女性たちにとっては解放の日であったことにあります。請求原因では安保法制が女性の権利を侵害するものであることを強く主張しております。平和的生存権の中心をなす基本的人権としての女性の権利を指摘し、戦争をする国になったことで、女性の権利が侵害されたことを、暴力やりプロダクティブ・ヘルス・ライツなどに焦点を当てながら主張しています。近々、地裁民事10部で被告国と三者で期日前の打ち合わせが行われ、第1回期日がきまります。

安保法制違憲訴訟・女の会 弁護士 角田由紀子

全国の提訴・裁判の状況

提訴地	裁判の内容	提訴日	原告数	次回期日
東京	国賠	2016. 4.26	457	2016.12. 2
	差止・国賠	2016. 4.26	52	2016.12.21
福島	国賠	2016. 4.26	225	2016.11.16
高知	国賠	2016. 5. 6	32	2017. 1.31
大阪	国賠・差止	2016. 6. 8	713	
長崎	国賠	2016. 6. 8	118	2016.11. 8
岡山	国賠	2016. 6.17	402	
岡山第2次	国賠	2016. 9.21	158	
埼玉	国賠	2016. 6.20	318	2016.10.26
長野	国賠	2016. 7.26	292	
女の会	国賠	2016. 8.15	106	
神奈川	国賠・差止	2016. 9.16	254(内15差止)	
広島	国賠	2016. 9.16	165	

安保法制違憲訴訟の 原告になりませんか？

「原告になります！」と書いて、FAXしてください！こちらから詳細をご案内します。

FAX:03-3780-1287

住所・氏名（ふりがな）
・電話・FAX・メールアドレスも忘れずに！Web
でのお申し込みも可！
<http://anpoiken.jp/>



東京1次訴訟 第2回

国賠訴訟 12月2日 10時30分 103号法廷 傍聴券は抽選を予定

差止訴訟 12月21日 10時30分 103号法廷 傍聴券は抽選を予定

- ・インターネットで「傍聴券交付情報」で検索。東京地裁の抽選の情報がわかります。
- ・各裁判の原告の方で、国賠訴訟30人、差し止め訴訟15人の方に抽選なして原告席に入っただけです。
ご希望の方は11月20日までにメール（plaintiff@anpoiken.jp）もしくはファクス：03-3780-1287でご連絡ください。こちらからお返事します。

違憲訴訟を支える会に入会を！

「安保法制違憲訴訟を支える会」では会員を募集しています。会費は年3000円で、裁判の実費や裁判に関するニュースの発行などに使用します。違憲訴訟を支える会の会員となって、歴史的画期的な安保法制違憲訴訟を支え、全国のたたかいを前進させましょう。入会をぜひお願いします。

入会方法

会費：年会費として1口3000円（何口でも可）を払い込んで下さい。

振込先【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょダイレクトの場合（※インターネットバンキング） 口座記号・番号：00140-514288

ATMの場合 口座記号・番号：001405-514288

窓口の場合 口座記号・番号：00140-5-514288

口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会

【その他の金融機関からのお振込み】

店番：〇一九（ゼロイチキュー）店（019）

預金種目：当座 口座番号：0514288

口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会

安保法制違憲訴訟を支える会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

連合会館内 平和フォーラム気付

tel. 03-5289-8222 fax. 03-5289-8223

E-mail soshou.sasaeru@gmail.com